

## 『道徳の教科化』とキリスト教主義学校—守るべきものは何か？

森 孝一（神戸女学院）

### I 「道徳の教科化」とキリスト教学校教育同盟の取り組み

#### ○「教科化」への経緯と現状

130226 政府の教育再生実行会議が「いじめ問題等への対応について」（第一次提言）で、いじめ問題への対応として、「道徳（徳育）の教科化」を提言。

↓

131017 文科省が「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置。→中教審へ報告。

↓

141021 中教審「道徳の教科化」について文科大臣に答申。

現在は正式な教科ではない小中学校の「道徳の時間」を、数値評価を行わない「特別の教科」に格上げし、検定教科書を導入する。答申を受けて文科省は学習指導要領を改定し、早ければ2018年度からの教科化を目指す。・・・

「道徳性は、極めて多様な児童生徒の人格全体に関わるもの」とし、数値などによる評価は不適切と強調。代わりに指導要録に専用の記録欄を設け、道徳性に関わる子供たちの成長の様子を多面的、継続的に文書で記述することを提案している。

（『産経ニュース』141021）

#### ○宗教系学校と「道徳の時間」

「道徳の時間」は1958年に小学校・中学校に新設。ただし、私立小・中は、「宗教をもって道徳に代えることができる」（学校教育法施行規則第50条第2項、第79条）。

#### ○大日本帝国憲法と宗教

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス（→現人神）

第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

#### ○文部省訓令第12号（1899年8月3日）

一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件

一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

### ○キリスト教学校教育同盟の設立

1910年4月、男子校10数校が「基督教教育同盟会」。

1913年10月、女子校20数校が「女子基督教教育会」。

1922年11月、両会の合同が成立。名称は男子の「基督教教育同盟会」を継承。

### ○キリスト教学校教育同盟の現状

大学 56校、短大 23校、各種学校 7校、高等学校 95校、中学校 76校、小学校 33校。加盟校合計：290校。

### ○キリスト教学校教育同盟の「道徳の教科化」への取組

昨年と今年、さまざまなレベルと地域で合計10回の研修会や勉強会を開催。

## Ⅱ キリスト教系学校と「道徳の教科化」

○宗教科をもって道徳科の代替とすることを支持。

○宗教科において教科書である『私たちの道徳』をどう扱うか？

1) 『私たちの道徳』は使わない。文科省による道徳の教科化を無視し、現行通り、聖書科の教育を行う。

2) 聖書科は廃止して、道徳科を設置する。もちろん、教科書は使う。

3) 聖書科を道徳科の代替とし、聖書科の中で『私たちの道徳』も使う。

○3) を選択する一つ目の理由

### ○愛国心についての教育

第二次大戦後の日本の神学、キリスト教理解の問題点の一つは、神学やキリスト教理解に、国あるいは国家という要素が欠落していたところにある。

↓↑

内村鑑三の「二つのJ」(Jesus と Japan)

Doshisha College Song “For God, for Doshisha, and native land”

↓

○キリスト教信仰にとって、「国を愛すること」とは？

○靖国とそれに代わる「国立慰霊施設」について。

↓

アメリカのアーリントン国立墓地との比較

○3) を支持する二つ目の理由

道徳教育の内容について、批判的に発言することによって、日本の基督教の存在意義を示す。

例1：異文化理解の重要性      例2：SNS、ヘイト・スピーチ

**3. 「道徳の教科化」の問題で、私たちが「守らなければならないもの」、「失ってはいけないもの」は？**

↓

憲法で保障されている、思想信教の自由、表現の自由  
様々な「暴力」を許さないシステム

「美しい日本」、「取り戻すべき日本」